

名古屋市学校施設開放に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 27 日

名古屋市教育委員会教育長 坪 田 知 広

名古屋市教育委員会規則第13号

名古屋市学校施設開放に関する規則の一部を改正する規則

名古屋市学校施設開放に関する規則（昭和51年名古屋市教育委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 生涯学習開放の表中

「

体 育 館	スポーツ及びレ クリエーション に使用する場合	600 円	600 円	1, 500 円
	その他の場合	1, 500 円	1, 500 円	2, 250 円

」

を

体 育 館	スポーツ及びレクリエーションに使用する場合	冷暖房設備を使用する場合	1,800 円	2,200 円	2,700 円
		冷暖房設備を使用しない場合	600 円	600 円	1,500 円
	その他の場合	冷暖房設備を使用する場合	3,900 円	4,700 円	4,650 円
		冷暖房設備を使用しない場合	1,500 円	1,500 円	2,250 円

に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に使用の許可を受けている者及び使用の許可を申請し、受理されている者の使用料の額については、なお従前の例による。